

公認旗門審判員規程

第1条 本連盟は、スキー競技（スノーボード競技を含む。）の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって、競技会を円滑に運営し、その権威を保つため公認旗門審判員制度を設ける。

第2条 公認旗門審判員となる資格者は、スキー競技に情熱を持ち、各都道府県競技会の運営に2年以上協力した者で、各加盟団体が本連盟に推薦した者とする。

第3条 前条の推薦者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる2日間の講習検定会を受けなければならない。

(1) 講習検定会の第1日目の学科は、午後1時より5時間、次の内容により実施する。

- ① アルペン競技の知識
- ② アルペン競技のルール
- ③ 旗門審判員の服務心得
- ④ 旗門の種類とコースのセットの要領
- ⑤ その他旗門審判に関する事項

(2) 講習検定会の第1日目終了後、ミーティング及びテストを実施する。

(3) 講習検定会の第2日目の実技は、午前9時から午後3時までの間の5時間を、原則とし、次の内容により実施する。

- ① コースのセットの要領及びコース設定要領
- ② 旗門審判員の実務（A. 講習会形式、B. 試合形式）

第4条 公認旗門審判員の講習検定会は、原則として、各ブロックごとに1か所で毎年1回開催するものとする。

2 開催申込みは、各ブロックごとに開催場所、日・時を7月末までに、本連盟あてに行うものとする。

3 参加申込み受付は、開催地の加盟団体がこれに当たる。

第5条 講習検定会の講師は、3名以上をもってこれに当たる。

第6条 所定の講習検定会を修了した者には、公認旗門審判員として、本連盟より資格が与えられ、公認証を授与する。

第7条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料を納入する。ただし、年次登録料については免除する。

第8条 講習検定会に関する一切の事務処理は、開催地元の加盟団体が当たり、終了後2週間以内に本連盟へ受講者名簿を送付し、公認料を納入しなければならない。

第9条 講習検定会開催に要する費用は、開催地元負担とし、講師の旅費は、本連盟の負担とする。ただし、講習検定会の受講料は、開催地元において定めるものとする。

第10条 公認旗門審判員は、資格取得後も2年に1回、近くで行われる講習検定会に参加して新しい知識を求め、競技の判定に研鑽するものとし、地方にあっては、他の旗門審判員に対して指導的役割を果たすよう務めるものとする。

第11条 公認旗門審判員は、本連盟と会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催の協力要請に対して、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠るなど、その責任を保てないと判定した

場合は、本連盟理事会の議決により資格を喪失するものとする。
第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正